2　定期積金	—			
3　掛金	—			
4　元本の補塡の契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）	—			
5　金融債	—			
［II～VII　略］				
保険料納付額		円		
第１回納付額				
第２回納付額				

（備考）
［１～９　略］

担当部課名　（電話番号）
担当者名　（ＦＡＸ番号）

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令の一部改正）

第二条　保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成十年大蔵省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

2　定期積金	—			
3　掛金	—			
4　指定金銭信託合同運用口及び貸付信託	—			
5　金融債	—			
［II～VII　同左］				
保険料納付額		円		
第１回納付額				
第２回納付額				

（備考）
［１～９　同左］

担当部課名　（電話番号）
担当者名　（ＦＡＸ番号）

改正後	改正前
（機構へ加入する手続） **第二条の二**　［略］ ２　［略］ ３　第一項の規定による申請書又は前項各号に掲げる当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。）で作成されている場合には、電磁的方法（法第二百六十五条の二十七の四第三項に規定する電磁的方法をいう。）をもって行うことができる。 （電磁的方法） **第二十一条の二**　法第二百六十五条の二十七の四第三項（法第二百六十五条の七第六項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令・財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法	（機構へ加入する手続） **第二条の二**　［同上］ ２　［同上］ ［項を加える。］ ［条を加える。］